

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	「おける」という文言も削るべき。	表現上の不明確さや誤解を生じさせるものではないと考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。
2	本件意見公募手続の期間は 29 日 17 時間であり、行政手続法第 39 条第 3 項が定める「30 日以上」の原則を満たしていません。 つきましては、同条第 4 項に基づく相当の理由が存在するものである又は相当の理由は存在せず同法の定めを逸するものであるのいずれかを回答願います。	30 日以上を満たすため、令和 8 年 4 月 30 日付で募集期間を令和 8 年 5 月 11 日 17 時 00 分までに延長いたしました。
3	提言 1 : 「金融知識・リテラシー」を中核とする独立した移行ルートの新設 米国の INVEST Act が示した「富から知識へ」という方向性に倣い、純資産や過去の取引件数だけでなく、金融商品や非上場株式のリスク管理に関する体系的な知識を客観的に測定するルートを創設することを推奨します。具体的には、金融庁等が管理する「特定投資家適格性試験（仮称）」を新設し、合格をもって資産基準等に関わらず直ちに特定投資家へ移行できる仕組みを明記すべきです。これにより、事業の将来性を評価できる研究者やエンジニアへ市場の門戸が開かれます。 提言 2 : 取引頻度要件の質的再定義と「行動バイアス・フィルター」の導入 「一月当たり四件以上」といった単純な約定件数の基準は、自信過剰バイアスや過剰取引を助長する恐れがあります。この要件は、欧州 RIS の基準等も参考に、「過去一定期間にわたり複数の異なるアセットクラスに対する分散投資の実績があること」、あるいは「単なる短期売買の反復による無意味な回数稼ぎではないことを、金融商品取引業者が合理的なデータに基づき客観的に確認できること」といった、取引の『質』を担保する文言に修正し、監督指針で厳格に運用すべきです。 提言 3 : AI 等を活用した「継続的・動的適合性監査」の要件化とサンドボックスの活用 特定投資家の移行を受け付ける金融商品取引業者に対し、マルチエージェント AI 等の	提言 1 について、特定投資家として取り扱われる者の範囲に関して、金融商品取引業者等は、投資家の知識のみならず、経験・財産の状況・投資目的も勘案して、特定投資家として取り扱うことがふさわしいか否か判断する必要があるものと考えられます。 提言 2 について、まず本改正は特定投資家の移行要件のうち、平均取引頻度の要件に関して、現行の「一月当たり四件以上」を「一年当たり一件以上」に見直すものです。その上で、特定投資家へ移行しようとする投資家は、特定投資家の要件を形式的に満たす場合であっても、金融商品取引業者等によって、投資家の知識・経験・財産の状況・投資目的に照らして、特定投資家として取り扱うことがふさわしいか否か判断される中で、過去の取引内容についても適切に考慮されるべきものと考えられます。 提言 3 について、ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、一般論として、金融商品取引業者等においては、それぞれの業態や提供する商品・サービスの特性に応じた適切な手段・方法により、適合性の原則を踏まえた顧客への販売・勧誘が求められているものと考えられます。

	RegTech ソリューションを用いて、投資家の適合性を「継続的かつ動的」にモニタリングする態勢の構築を求める規定を追加すべきです。また、金融庁主導の AI レギュラトリー・サンドボックスを活用し、各社が開発する AI 評価モデルの正確性や倫理性を官民一体となってテストする環境を整備することを提言します。	
--	--	--